資料3

障害者差別解消に向けた取組状況

1．本県差別解消関連施策の組み立て

対象	施策概要	内容
障害者支援	相談窓口の設置 当事者意見の吸い上げ	障害者差別解消相談センター、弁護士･福祉専門職による法律相談 障害者委員会の開催
事業者支援	アドバイザーによる助言 企業研修等の講師引受	合理的配慮アドバイザーの派遣、職員による行政説明
県民支援	障害の理解促進	障害者週間（12月3日～9日）の各種イベント等

2．障害者差別事案への対応体制

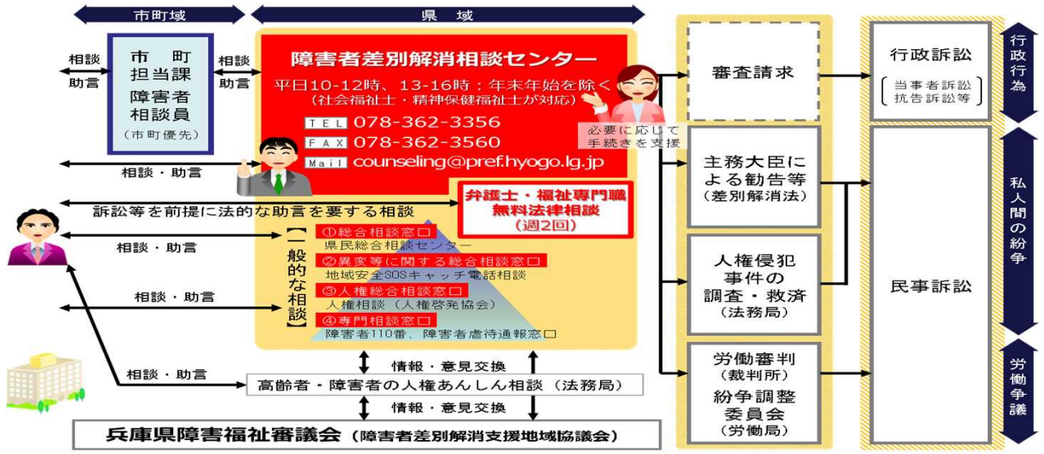

3．障害者差別解消相談センター受付状況（28,29年度）

	受付件数			相談形態				障害種別			
28年度	相談件数	業務日数	1日平均	来所	電話	FAX	Mail	身体	知的	精神	他
	190	243	0.78	6	164	6	14	90	19	67	29
29年度	相談件数	業務日数	1日平均	来所	電話	FAX	Mail	身体	知的	精神	他
	135	243	0.56	0	110	0	25	63	20	38	42

	相談分野										
28年度	福祉	医療	小売	労働	教育	交通	サービス	行政	家族	住民	他
	23	9	5	27	5	12	23	40	4	4	50
29年度	福祉	医療	小売	労働	教育	交通	サービス	行政	家族	住民	他
	11	10	9	17	6	5	16	25	6	4	26

※障害種別と相談分野は複数の項目にまたがる案件が含まれるため、合計件数と受付件数は一致しない。

4．弁護士･福祉専門職法律相談受付状況（28,29年度）

	受付件数			相談形態		障害種別				相談分野					
28年度	相談件数	業務日数	1日平均	電話	FAX	身体	知的	精神	他	家庭	財産･金銭	事故･賠償	人権	法令解釈	その他
	208	50	4.16	205	3	57	18	148	3	12	60	16	7	1	112
29年度	相談件数	業務日数	1日平均	電話	FAX	身体	知的	精神	他	家庭	財産･金銭	事故･賠償	人権	法令解釈	その他
	197	51	3.88	196	1	56	31	107	3	10	56	24	3	2	102

※精神科病棟内の公衆電話に法律相談の案内掲示をしているため、精神障害者の割合が高い。
※相談分野の「その他」は、精神科病院からの退院に関する相談が多い。

5．相談事例の全体的な傾向とセンターの対応等ポイント

①	相談内容の大半は一般的な相談であり、障害者差別に特化した相談自体は少ない。 また、相談を傾聴することで、相談者が落ち着き、助言等することなく相談が終わることも多い。
②	差別的な扱いを行ったとする相手先に対し、センターからの指導等を求めるケースや、自らの希望が叶わなければ「合理的配慮の不提供である」として、事業者等の事情を顧みない等、法を根拠に過重な対応を求めるケースがあるが、法の趣旨である当事者間での建設的対話の重要性を伝えている。

6．合理的配慮アドバイザー制度の仕組み（28年度派遣実績：７件、29年度派遣実績：２件）

①企業は合理的配慮アドバイザー（障害者雇用・対応等のエキスパート）から、無償で助言の提供等を受け、自社に必要な合理的配慮の提供を構築することができる。
②県は、合理的配慮アドバイザーに対して必要な経費（謝金・旅費）を支給する。

【アドバイザーの業務】
①法第８条に規定する責務の遂行に取り組む事業者に対して助言を行うこと（合理的配慮の助言）
②県民及び事業者が行う障害を理由とする差別の解消に関する理解を深めるための学習会等に対して助言を行うこと（研修会の講師）
③前２号に掲げるもののほか、障害福祉局長が必要と認めるもの

【委嘱対象者】
①障害者雇用促進法第44条第１項に規定する子会社（特例子会社）の担当者等、障害者雇用等についての知識やノウハウを有する者
②障害者総合支援法第５条第１項に規定する障害福祉サービス事業者の担当者等、障害者の特性等についての知識やノウハウを有する者
③その他障害福祉局長が認める者

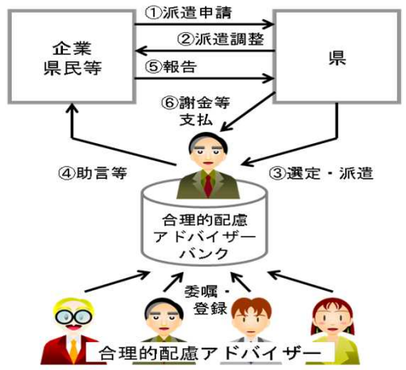

8．差別解消施策に係る今後の課題

障害者に対しては、差別解消相談センターや弁護士･福祉専門職法律相談の更なる周知に取組み、相談の有無に関わらず「障害者差別等について相談できるところがある」ことを多くの障害者に認知してもらえるよう努める。事業者に対しては、県経営者協会等の協力を得ながら、合理的配慮アドバイザー制度の周知に努める。アドバイザーの派遣等を通じて、障害者との接し方や差別解消法の趣旨等の普及啓発を推進する。